

環境像2

資源を効率的・循環的に利用したまち

物質的な豊かさは、限りある資源やエネルギーを大量に消費しつつ廃棄物問題等さまざまな環境問題を引き起こします。そこで、資源が効率的・循環的に利用され、かつ環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指します。

市民・事業者・市がそれぞれの立場から重なる生産、流通、消費、廃棄等のすべての段階を通じて、廃棄物を出さない努力をし、廃棄物の再使用、再生利用などに取り組み、循環のシステムを構築します。

2-1 資源を大切に利用する。

循環資源の再利用や循環的な利用等の比率を高めることを目指します。

2-1-a 環境保全・創造に関する取組み

【1】資源物の収集

(1) ごみステーションによる分別収集

週に1回、ごみステーションを利用して、家庭から排出される古紙（新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック）及び布類を資源物として分別収集し、リサイクルしています。

(2) 集団回収

町内自治会、PTA や子ども会等の地域団体が、市に登録して、資源回収業者に引き渡す活動です。登録団体に対し奨励補助金を交付し、その活動を支援しています。

(3) 古紙回収庫

市民・事業者の身近なリサイクル機会創出のため、2005年8月から市内の公共施設に古紙回収庫を設置しています。現在では、市役所、区役所、環境事業所など計20か所（2018年度末現在）で受け入れています。



古紙回収庫

表 2-1-① 古紙・布類分別収集実績

年度	回収量 (t)	内 訳	
		古紙 (t)	布類 (t)
2014	17,873.89	17,025.79	848.10
2015	17,564.64	16,741.01	823.63
2016	16,813.97	16,077.10	736.87
2017	16,259.05	15,520.11	738.94
2018	15,604.42	14,894.24	710.18

表 2-1-② 集団回収実績

年度	回収量 (t)	内 訳		登録団体数 (団体)
		古紙 (t)	布類 (t)	
2014	15,027.96	14,503.53	524.43	845
2015	14,094.38	13,566.67	527.71	834
2016	12,803.53	12,336.08	467.45	820
2017	11,711.24	11,274.92	436.32	807
2018	10,837.10	10,425.42	411.68	798

表 2-1-③ 古紙回収庫回収実績

年度	回収量 (t)	搬入件数 (件)
2014	163.12	2,450
2015	182.56	2,686
2016	170.93	2,516
2017	159.59	2,101
2018	149.18	3,045

(4) 使用済小型家電の拠点回収

2013年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行されました。この法律は、小型電子機器等の基盤などに含まれる、希少金属（レアメタル）を回収し、リサイクルをすることで、国内での資源循環の促進を図ることを目的としたものです。

市でも、資源循環の促進や、不燃ごみの減量、最終処分場の延命などを目的として、小型家電の分別回収を2014年2月から開始しました。区役所など26か所に専用の回収ボックスを設置し、金や銀などの有用金属を多く含むデジタルカメラやゲーム機など21品目の小型家電の回収を実施しています。

さらに、2017年4月から、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が実施する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、使用済みの携帯電話・スマートフォンの回収を市役所1階受付及び環境事業所で開始しました。2017年7月には区役所での回収も開始しています。2018年8月には、市役所、区役所及び環境事業所で、ノートパソコン・タブレットの回収を開始しました。（2018年度の回収量 約23.1t）
（メダルプロジェクトにかかる回収は2019年3月末で終了）



小型家電回収ボックス

(5) 廃食油の回収

家庭から可燃ごみとして排出されるサラダ油などの廃食油は、バイオディーゼル燃料にリサイクルすることができ、可燃ごみの減量及び二酸化炭素の削減を図ることができるため、2014年8月より廃食油の回収を開始しました。事業者や市民団体等が設置した計38か所（2018年度末時点）の拠点において回収を実施し、2018年度の回収量は9,316Lでした。

また、2016年5月から、廃食油をリサイクルしたバイオディーゼル燃料を若葉・緑環境事業所のごみ収集車2台の燃料として利用しています。

コウム 「こんにちは。新浜リサイクルセンターです！」

“ごみ処理施設”というと、皆様 どんなイメージをお持ちになりますか？
 「大きな煙突がある」とか「ごみを燃やした熱を隣のプールで利用している」
 等、様々なイメージがあるかと思います。これらは、可燃ごみを焼却処理する
 「清掃工場」のイメージですね。この可燃ごみ以外にも「粗大ごみ」・「不燃
 ごみ」・「びん、缶」・「PET ボトル」・「有害ごみ」といった多種類のごみ分別
 にご協力いただいておりますが、これら可燃ごみ以外の受入を“一手に引き受け
 ている”のが『新浜リサイクルセンター』です。



新浜リサイクルセンター
 千葉市中央区新浜町4番地
 1995年4月稼働開始
 破碎設備 125t/5h
 資源選別設備 95t/5h
 (缶50t/h、びん45t/h)

新浜リサイクルセンターの役割

当センターでは、受入れたごみに対して、以下のような処理を行っています。

- (粗大・不燃ごみ) : 破碎 → 鉄類回収売却 → 残渣を可燃/不燃に選別 → 別々に出荷 → 資源化処理委託
- (びん) : 生きびんを手作業回収売却 → それ以外は色別(白・茶・その他)に手選別して売却
- (缶) : アルミ缶とスチール缶に選別 → それぞれをプレス品として売却
- (PET ボトル) : 施設内で貯留 → 外部施設でバール化し売却
- (有害ごみ) : 施設内で品目別に安全に貯留 → 一定量貯まったら出荷 → 処理委託



出荷前のアルミ缶プレス品

当センターが果たす役割は、各種ごみの異物を除去して種類別に
 分離すること、運搬効率に優れた形態に加工すること、できる限り
 資源として売却すること等です。各資源の売却により、年間 4 億円
 程度の歳入があります。正に“混ぜればごみ・分ければ資源”ですね。

新浜リサイクルセンターの特徴

特徴①：唯一無二の頼れる存在！

清掃工場のように同じ機能の施設が複数あるわけではなく、本市唯一の施設です。よって一定期間(例えば2週間程度)ごみの受入を停止し、その間に機器の整備を行う、ということができません。しかし計画的な施設運用によって、1995年度の稼働開始以来、ごみ処理(ごみの受入)を滞らせたことは、一度もありません。

特徴②：年間を通じて働く“超”働き者！

日曜と年末年始以外は毎日ごみを受入れ処理しています。また日曜と年末年始も、昼夜を問わない設備機器の修繕を実施しています。

特徴③：でも…かなり高齢！

次期リサイクルセンターは、2031年度の稼働開始を目指して、整備を計画しています。つまり36年間稼働させる計画のうちで、今年度25年目です。人生100歳時代の人間で言えば、65歳超ですが、もちろん“定年を迎え悠々自適な生活…”とは行かず、生涯現役でまだまだ頑張ります！

市民の皆様へのお願い

当センターは、市民の皆様が安心してごみを出し続けるための貴重な施設です。大切に使いましょう！
 最近世間では、リチウムイオンバッテリーやスプレー缶等による爆発事故のニュースもよく耳にします。当センターは、これからも無事故継続・安全第一で施設運用してまいります。

市民の皆様には「ごみ排出量の抑制」や「ごみ出し方ルール」の徹底を改めてご協力お願いいたします。

ごみの分別に迷ったら・・・

ごみ出しガイドブック ごみ種別 50音順辞典 を参照下さい。



ごみ出しガイドブック



ごみ種別 50音順辞典

2-1-b 環境基本計画の点検・評価結果

定量目標 2021年度の一般廃棄物再生利用率を35%にすることを目指します。

12. 一般廃棄物再生利用率[%]

〈参考〉 2011年度	2017年度	2018年度	5年間の傾向	評価
32	32.6	33.4		<p>2017年度と比較して変化はありません。剪定枝等の資源収集量や焼却灰等の再資源化量が伸び悩んだこと等により目標値は達成できませんでした。</p> <p>目標値(2021年度) 一般廃棄物再生利用率 35%</p>

※ 「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」が2017年3月に改定したことに伴い、定量目標値が43%から35%に変更されています。

※ 一般廃棄物再生利用率（R）[%] = (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) / (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100

※ 廃棄物の内訳はP35 図2-2-A 2018年度のごみ収集・処理量を参照

13. 産業廃棄物再生利用率[%]

〈参考〉 2011年度	2016年度	2017年度	5年間の傾向	評価
54	46.3	49.2		<p>2016年度と比較して3ポイント増加しました。5年間では、ほぼ横ばいで推移しています。</p>

※ 2018年度値が未集計のため、2017年度の値を掲載し、2013年度からの5年間を評価しています。

●進捗状況

定量目標である一般廃棄物再生利用率は、5年間で見ると現状維持となっています。目標の達成に向けて、更なるごみの分別徹底と再資源化を推進していく必要があります。

点検・評価指標は、現状維持となっています。

●主な取組みと今後の課題・対応

2017年3月に改定した「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、前計画における未実施3事業のうち、費用対効果の高い剪定枝等の再資源化を優先的に実施することとし、2018年2月から市全域で資源収集を開始しました。今後は事業所から発生する剪定枝等、生ごみ、古紙の再資源化を促進するとともに、溶融スラグ化により焼却灰を再資源化する新しい清掃工場を整備して、再生利用率の向上を図ることが課題となっています。また、再生利用率向上の取組として、2018年10月からは、単一素材の製品プラスチックのボックス回収を開始しました。引き続きごみの減量を推進していきます。

産業廃棄物については、今後更なる建設廃棄物等の排出量の増大が予測されることから、排出事業者の自主的な排出抑制、分別の徹底や再利用等による減量化の指導を行い、再生利用率向上のための取組みを進めていきます。

2-2 廃棄物の発生を抑制する。

ごみの発生を極力抑えた事業活動や日常生活を行い、廃棄物の総量や単位あたりの廃棄物発生量を抑制することを目指します。

2-2-a 環境保全・創造に関する取組み

【1】一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の推進

家庭や事業所から排出される一般廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、市町村が一般廃棄物処理計画を定め、これに従い環境保全に支障が生じないよう適正かつ円滑に収集（運搬）及び処分又は再生することが義務づけられています。

市では、2007年3月に「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（計画期間：2007年度～2016年度）を策定し、焼却ごみを1/3削減することを目標に、ごみの減量・再資源化に取り組んできました。焼却ごみを1/3削減することで、従来の3清掃工場体制から3用地2清掃工場運用体制へ移行するとともに、ごみの焼却に伴う温室効果ガスの排出量を削減し、最終処分場を延命化することを目的としていました。

取組みの結果、2004年度には約33万8,000トンであった焼却処理量は、2010年度には約26万7,000トンまで削減に成功しましたが、2016年度の目標である25万4,000トンの達成までにはさらなる削減が必要なため、2012年3月に改定した「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（計画期間：2012年度～2021年度）では、「まだできる！とともに取り組むごみ削減・一歩先へ」をビジョンにさらなる再資源化の拡充など、焼却ごみの継続的な削減を進めてきました。その結果、市民・事業者の皆様の協力により、2014年度の焼却処理量は25万531トンにまで削減され、目標値を達成しました。

さらに、2017年3月に改定した「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（計画期間：2017年度～2031年度）においては、「「もったいない」の心で、1日18gのごみ減量～「焼却ごみ1/3削減の達成」から第2Roundへ～」のスローガンのもと、1人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による、2R（リデュース・リユース）を目指し、効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援により、さらなる焼却ごみ量の削減を目指し2つの清掃工場での安定的なごみ処理体制を確立していきます。

ごみ処理は、収集、運搬、中間処理（破砕・焼却）、最終処分（埋立）と再資源化によって行われる一連のシステムであり、地域住民との合意によって成立し、その協力によって維持されるものです。

市では、今後も、排出者である住民・事業者に正しいごみ処理の方法やごみの減量・再資源化など市の清掃事業への理解と協力を積極的に呼びかけ、市民・事業者・市が一体となった低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れた、強靱なごみ処理システムの構築を目指していきます。

○焼却ごみの削減に関するホームページ

<http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/recycleinfo.html>

図2-2-A 2018年度のごみ収集・処理量

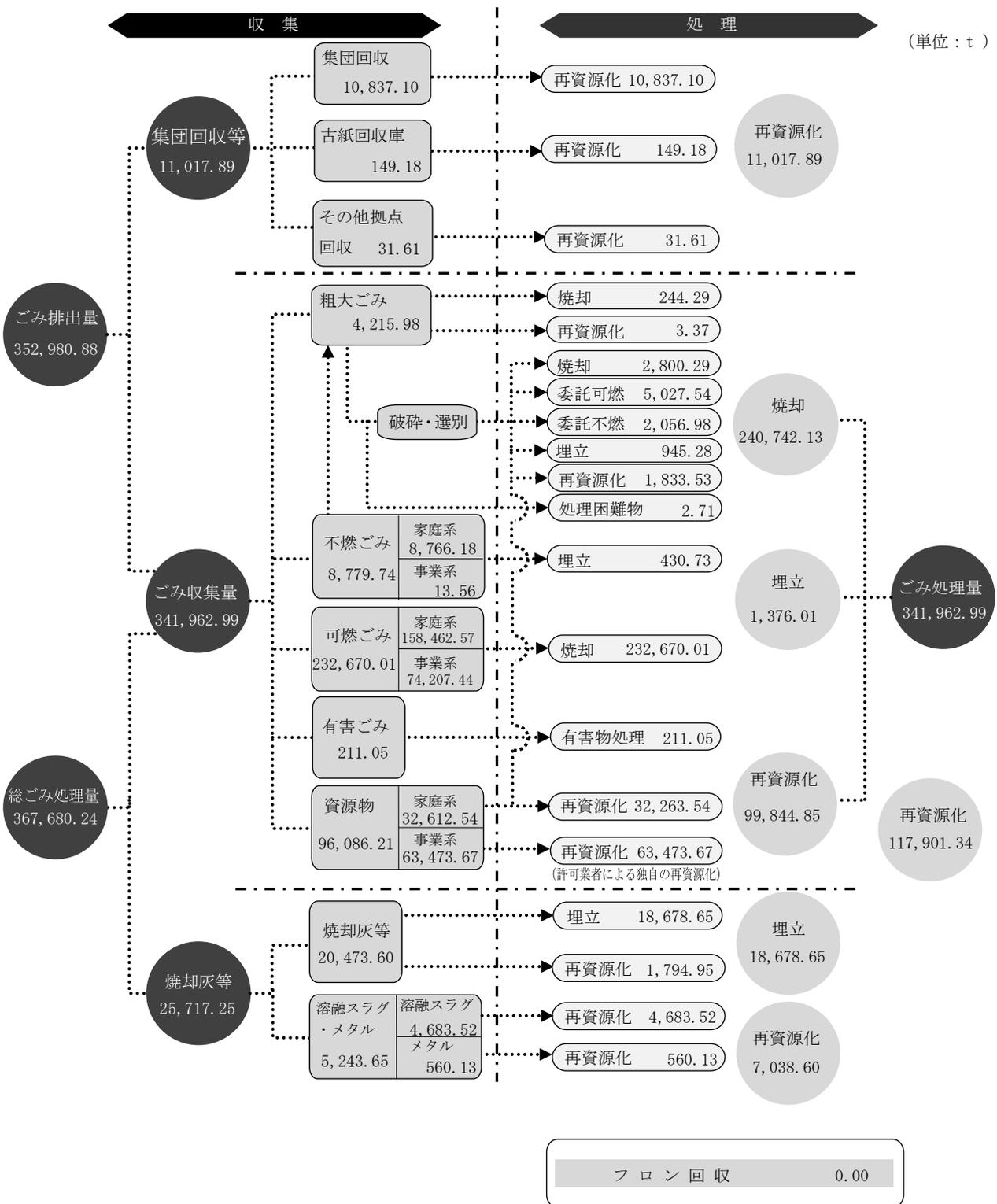


表 2-2-① ごみ収集・処理量の推移

(各年度末)

年度	人口 (人)								処理の内訳			1人1日 当たりの ごみの排 出量 (g)
		家庭系 収集量 (t)	事業系 収集量 (t)	集団回収 量等 (t)	総排出量 (t)	総収集量 (t)	焼却灰等 (t)	総処理量 (t)	焼却量 (t)	埋立量 (t)	再資源化等 (t)	
2014	962,554	210,334.67	143,590.12	15,202.54	369,127.33	353,924.79	28,311.87	382,236.66	253,182.05	20,972.04	108,082.57	1,051
2015	964,830	212,067.16	141,123.83	14,298.14	367,489.13	353,190.99	28,869.05	385,193.32	258,118.43	21,450.47	105,624.42	1,041
2016	966,154	208,015.85	137,831.57	12,990.04	358,837.46	345,847.42	27,685.23	375,997.94	248,820.85	20,561.87	106,615.22	1,018
2017	967,966	205,886.82	133,327.87	11,888.17	351,102.86	339,214.69	26,775.80	365,990.49	243,725.23	19,739.31	114,414.12	994
2018	970,455	204,268.32	137,694.67	11,017.89	352,980.88	341,962.99	25,717.25	367,680.24	240,742.13	20,054.66	117,901.34	997

備考1：1人1日当たりのごみの排出量(g)＝総排出量(t)÷人口÷365(閏年は366)×1,000,000

備考2：2014年度については、総処理量、焼却量に公園からの剪定枝の処理(2,651.13t)を含む。また、処理の内訳の焼却量、再資源化等に民間委託している新浜 RC からの可燃残渣(3,138.08t)、不燃残渣(2,045.96t)をそれぞれ含む。

備考3：2016年度については、総処理量、焼却量に公園からの剪定枝の処理(199.58t)を含む。また、処理の内訳の焼却量に民間委託している新浜 RC からの可燃残渣(3,711.61t)及び市原市からの受け入れ(2,465.29t)を、再資源化等に新浜 RC からの不燃残渣(2,195.73t)を含む。

備考4：2017年度については、処理の内訳の焼却量に民間委託している新浜 RC からの可燃残渣(5,116.40t)を含み、再資源化等に新浜 RC からの不燃残渣(2,189.48t)を含む。

備考5：2018年度については、処理の内訳の焼却量に民間委託している新浜 RC からの可燃残渣(5,027.54t)を含み、再資源化等に新浜 RC からの不燃残渣(2,056.98t)を含む。

※公園等からの剪定枝は、本来、肥料化するため、焼却しないが、2011年3月発生した福島第一原発事故による放射性物質拡散の影響で、肥料化できなくなり、2011年度から清掃工場で焼却している。

【2】生ごみ減量機器購入費補助金制度

生ごみの減量化・資源化を推進するため、市民が生ごみ減量処理機・生ごみ肥料化容器・段ボールコンポストを購入する場合、購入費の一部を補助しています。

生ごみ減量処理機には「分解消滅型」と「乾燥減量型」があります。両機種とも、残った処理物は有機性に富んでいますので、土と混ぜて1～2か月熟成させることで、花壇や家庭菜園などの土壌改良材として利用することができます。

生ごみ肥料化容器には「コンポスト容器」と「密閉処理容器」があります。両機種とも微生物の働きを利用して、生ごみを栄養豊富な堆肥にする容器です。段ボールコンポストは段ボール素材でできたコンポスト容器です。



減量処理機の例
(乾燥減量型)

表 2-2-② 生ごみ減量機器購入費補助実績

項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
生ごみ減量処理機補助基数(台)	167	97	129	124	148
生ごみ肥料化容器補助基数(台)	289	172	195	139	134
段ボールコンポスト補助基数(台)	0	3	0	0	1

○生ごみ減量機器購入費補助金制度に関するホームページ

<http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/k-ngomi-hojo.html>

【3】ごみの減量に関する啓発事業

廃棄物の減量と資源化推進について市民の理解と協力を得るため、2018年度は主に以下の啓発事業を実施しました。

(1) 「GO! GO! へらそうくん」の発行・配布

市民にごみ問題の現状やごみの減量・再資源化に関する最新情報、市の施策情報などを提供するため、広報紙を発行しました。

(2) 小学生向け啓発「ごみ分別スクール」の実施

ごみ出しのルールを学び、ごみの分別方法や再資源化について体験する、ごみ分別スクールを実施しました。(小学4年生対象、112校 8,253人)



ごみ分別スクール

(3) 未就学児向け啓発「へらそうくんルーム」の実施

市内大学の横断的ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」と連携し、市内の保育所(園)・幼稚園にてごみ分別等の啓発を行いました。(12か所 697人)

(4) 若年層向け啓発

大学生ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」と連携し、大学祭や市内イベントでの若年層向け啓発を実施しました。

(5) 食品ロス削減普及啓発

食品ロスの削減及び生ごみの減量を推進するため、飲食イベント「ちーバル 2018」参加飲食店をはじめとした市内飲食店、ホテル(11事業者)、市立小・中学校とそれぞれ連携し、食品ロス削減の普及啓発を実施しました。

【4】大規模事業所への規制・啓発

「千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」で、事業用大規模建築物の所有者等に対し、減量計画書の提出、廃棄物管理責任者の選任、廃棄物・再利用対象物保管場所の設置等を義務付けるとともに、立入調査を実施して事業系一般廃棄物の減量・資源化の推進を図りました。

更なる事業系一般廃棄物の減量・資源化の推進を図るため、条例改正を行い、2019年度より一定量以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対しても減量計画書の提出、廃棄物管理責任者の選任等を義務付け、立入調査を実施することとしました。

また、事業所ごみの減量・リサイクル等に対する意識の向上を図るため、事業所ごみ通信「リサイクリンちば」の発行・配布や、保健所食品衛生講習会での啓発など、廃棄物関係の情報等を事業者提供しています。

表 2-2-③ 大規模事業所数

2018年度末現在			
建築物区分	大規模小売店舗	延床面積 3,000 m ² 以上	計
棟数	141	359	500

【5】ごみ減量のための「ちばルール」の推進

市民・事業者・市の三者が、それぞれの立場からごみの減量に取り組むための行動指針として、2003年8月に「ちばルール」を策定しました。

この「ちばルール」に基づき、市民、小売事業者、市がそれぞれの役割と責任を認識し、市におけるごみの発生抑制、再資源化の促進及び環境への負荷の低減に資する消費・販売行動の実践を通じて、「ちば型」の資源循環型社会づくりを行っていくための証しとして、小売事業者とちばルール行動協定を締結しています。協定事業者は、レジ袋等の容器包装の削減、簡易包装の促進、環境配慮製品の取扱拡大、食品トレイ・新聞等の自己回収、ごみ減量施策等の情報発信等の取組みを進めています。2018年度末現在、市は小売事業者50事業者、新聞販売店3団体、商店街5団体と行動協定を締結しています。

表 2-2-④ 「ちばルール」行動協定店における資源回収量

(2018年度)

取組項目	回収(削減)量 (t)
店頭回収〈食品トレイ〉	88.95
〃 〈紙パック〉	78.10
〃 〈缶・ビン・ペットボトル〉	307.55
〃 〈段ボール・雑がみ〉	608.74
新聞販売店自己回収	2826.13
合計	3909.47

行動指針	
市民	家庭から排出されるごみを削減します
事業者	利用者（市民）が取組みに参加できる環境を提供します
市	ごみ減量・再資源化を促進する環境づくりに努めます

2-2-b 環境基本計画の点検・評価結果

14. 一般廃棄物焼却処理量[千 t]

〈参考〉 2011年度	2017年度	2018年度	5年間の傾向	評価
265	244	241		2017年度と比較して約3千トン減少しました。5年間では着実に減少しています。

15. 一般廃棄物総排出量[上段：千 t、下段：g]

〈参考〉 2011年度	2017年度	2018年度	5年間の傾向	評価
384 (701)	351 (616)	353 (608)		<p>2017年度と比較して約2千トン増加しているが、目標値は達成しています。2014年2月から導入した家庭ごみ手数料徴収制度の効果等によるものと考えられます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 目標値(2021年度) 一般廃棄物総排出量 368千t </div>

※ 「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」が2017年3月に改定したことに伴い、定量目標値が364千tから368千tに変更されています。

※ ()内は家庭系ごみの1人1日当たりの総排出量です。

16. 産業廃棄物排出量[千 t]

〈参考〉 2011年度	2016年度	2017年度	5年間の傾向	評価
3,854	4,168	4,006		2016年度と比較して約16万トン減少しました。特に汚泥、がれき類の品目で排出量が減少しています。

※ 2018年度値が未集計のため、2017年度の値を掲載し、2013年度からの5年間で評価しました。

●進捗状況

定量目標である一般廃棄物総排出量は、2014年2月から導入した家庭ごみ手数料徴収制度の効果等により、2017年度から引き続き目標値を達成しました。今後も、目標達成の維持に向けて、更なるごみの削減を推進する必要があります。

点検・評価指標は、2項目で現状維持となっています。

●主な取組みと今後の課題・対応

一般廃棄物の焼却処理量及び総排出量については、2016年度末で北谷津清掃工場を停止とし、2017年度から3用地2清掃工場運用体制へ移行しました。2つの清掃工場で安定的かつ継続的なごみ処理を行っていくため、「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（2017年3月策定）に基づき、ごみの発生抑制に向けた普及啓発の強化や再資源化に取り組んでいます。2018年10月からは、単一素材の製品プラスチックのボックス回収を開始しました。引き続きごみの減量を推進していきます。

また、産業廃棄物排出量については、排出事業者の自主的な排出抑制、分別の徹底や再利用等による減量化への取組みを推進していきます。

2-3 廃棄物を適正に処理する。

廃棄物の適正な処理を推進し、環境への負荷が抑制されるとともに、廃棄物の不法投棄等のないことを目指します。

2-3-a 環境保全・創造に関する取組み

【1】産業廃棄物の適正処理の推進

（1）産業廃棄物の現状

産業廃棄物は、工場や事業場の事業活動に伴い発生する廃棄物で、廃棄物処理法により、燃え殻や汚泥等20種類が定められています。

市においては、2011年7月に、従来の「千葉市産業廃棄物処理指導計画」を、環境関連法令の改正や産業廃棄物の排出処理状況等の変化に柔軟に対応し、適正な目標の設定と施策評価を行うために、「千葉市産業廃棄物処理指導方針」と「千葉市産業廃棄物処理指導実施計画（毎年度策定）」の2部構成に改め、市民、事業者、処理業者及び行政が一体となって、廃棄物の排出抑制、減量化の徹底、資源化・再利用・再生利用（3R）の推進、安全で安心な廃棄物処理の推進に努めています。

排出事業者には、自らが責任を持って適正に処理をしなければならないという「排出者責任」があります。

このため、市は排出事業者に対し、3Rの推進と処理する廃棄物について適正な処理を確保するよう助言・指導をしています。また、排出事業者は廃棄物の処理を、委託基準に従って許可業者に委託することもできます。廃棄物の処理業者は、収集・運搬、処分等の基準等を遵守し、委託された廃棄物を適正に処理しなければなりません。処理業者が、焼却施設あるいは最終処分場を設置しようとする場合には、学識経験者からなる千葉市廃棄物処理施設設置等審議会により、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされて

いるか審査を行っています。

さらに、「千葉市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づき、適正な廃棄物処理施設の設置、施設の適切な維持管理等の指導を行っています。

不法投棄等の不適正処理については、資材置場として貸した土地に廃棄物を山積みになってしまうことなどがあるため、土地所有者に対し安易な土地の賃貸契約を行わないよう啓発するとともに、市民の協力を得て監視体制の強化を図っています。

産業廃棄物処理業者は、「千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」により1年間に取り扱った廃棄物の処理の実績を毎年市長に報告することとなっており、2017年度の実績は図2-3-A及び図2-3-Bのとおりです。

図2-3-A 中間処理の実績

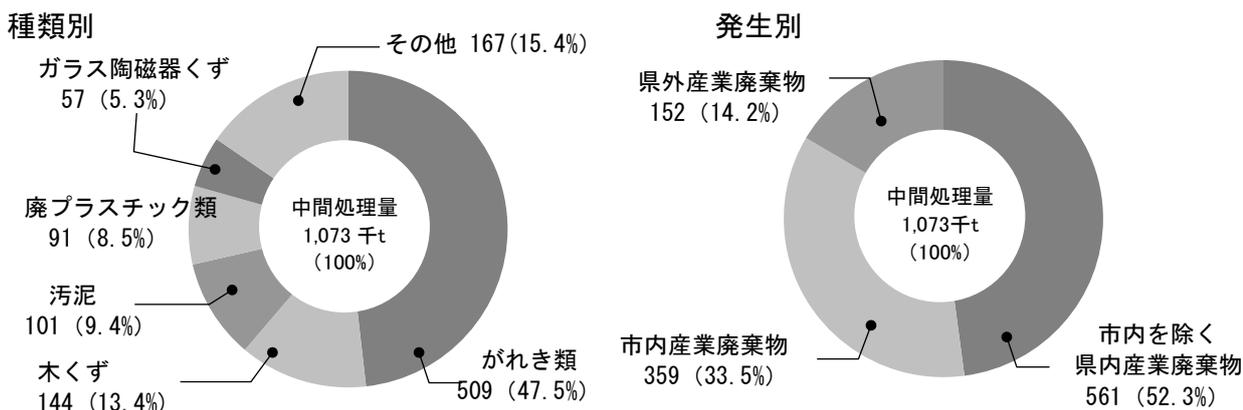
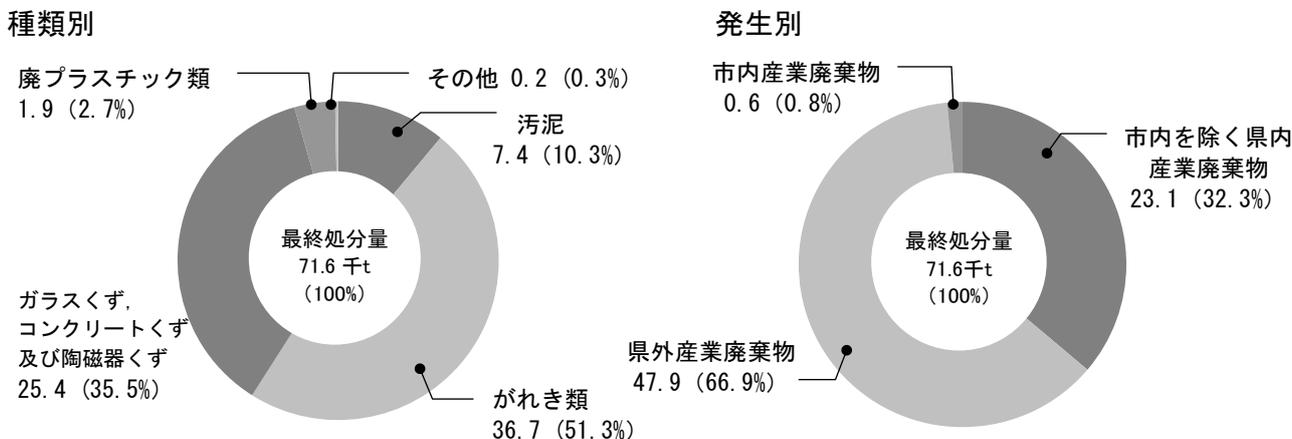


図2-3-B 最終処分の実績



(2) 事業者の指導

排出事業所の立入検査を実施し、法令等の遵守状況を確認するとともに、自己処理責任に基づく産業廃棄物の減量化、資源化、再利用化等の指導を行っています。また、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物を多量に排出する事業場より計画書の提出を求め、減量化・再資源化の促進を図っています。

さらに、産業廃棄物処理業者には、資質向上及び適正処理の向上を図るため、年2回、処理業者セミナーを開催しています(2018年度セミナー受講者 669人)。

【2】土砂等の適正処理の推進

近年、都市化の進行に伴い、各種の公共事業や開発行為等が展開されており、建設発生土(いわゆる「残土」)が多く発生しています。また、首都東京に近く、比較的平坦な丘陵地が多いという市の特性や道路網の整備に伴い、他都市から多くの残土が搬入され、埋立事業等が行われています。そのため、不適正な埋立て等による土壌の汚染と災害の防止及び事業区域周辺的生活環境の保全を図ることを目的として、「千葉市

土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「土砂条例」という。）を1998年1月1日に施行し、事業施工者等に適正処理の推進について指導を行っています。

土砂条例では土砂等の埋立て等の区域の面積が300㎡以上の事業（以下「特定事業」という。）については許可もしくは届出を必要とし、許可申請者には隣接する土地所有者等に同意を求めるとことや施工計画に関する住民説明会を開催するよう規定するとともに、命令違反者からの申請禁止及び名義貸しの禁止により悪質な事業者からの申請を排除しています。また、許可・届出事業者には、土砂等の発生元の証明と地質検査結果の届出、定期的な地質検査及び排水検査結果の報告、地域住民等利害関係人への関係書類の縦覧の実施等を義務付けています。なお、土地所有者には、事業の状況を定期的に把握し、土壌の汚染や災害の発生の恐れがあるときは、事業施工者に中止を求めるなどの責務を規定しています。

さらに、特定事業が住宅地周辺で行われる事例もあることから、市民の生活環境の保全上支障をきたすことのないよう、安心して暮らせるまちづくりを推進するために、市では、監視パトロールを行うとともに、許可事業場等の定期的な立入調査や、必要に応じて搬入土砂等の採取分析等を行い、土砂等の埋立て等の事業について監視しています。

表 2-3-① 監視状況

		(2018年度)
パトロールによる監視		775件
内 訳	(特定事業場への立入調査)	(750件)
	(その他の事業者指導)	(25件)
許可事業者等に対する勧告		0件
許可事業者等に対する告発等		0件
土砂等の分析件数		1件

【3】不法投棄及び不適正排出・不適正処理対策

（1）一般廃棄物の不法投棄・不適正排出対策

ごみの分別・排出ルールを守らないものに対して指導を強化するため、ごみステーションに排出されたルール違反ごみを開封調査し、排出者指導を実施しました。また、夜間における不法投棄や分別排出ルールが守られていないごみステーションを中心に、監視指導員を置き、適正排出指導や分別・排出の啓発を行いました。さらに、不法投棄されたごみの撤去作業を行うほか、常習場所や不法投棄されやすい地域において、昼間、夜間監視パトロールを実施し、不法投棄防止対策の強化を図っています。

表 2-3-② 一般廃棄物不法投棄処理量および処理件数

項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
処理量 (t)	341.90	321.64	250.23	249.85	114.86
処理件数 (件)	2,171	2,162	2,175	2,399	3,027

（2）産業廃棄物の不法投棄・不適正処理対策

職員による不法投棄及び不適正処理現場の監視パトロールを実施し、現場改善並びに適正処理について指導するとともに、ヘリコプターによる空からの監視パトロールにより、道路から見えない場所の不法投棄及び不適正処理現場の早期把握にも努めています。

また、民間警備会社への委託により、夜間・休日を中心に監視パトロールを実施し、不法投棄及び不適正処理現場の早期発見を図っています。

そのほか、不法投棄の多い場所等への監視カメラの設置や、地域住民の協力を得て、官民一体となった

「千葉市廃棄物等不適正処理監視委員（WITH委員）制度」を活用して市内を監視していただき、不適正処理の防止に努めています。

表 2-3-③ 監視パトロール及び指導状況

		(2018年度)
監視パトロール		2,665件
民間警備会社委託監視パトロール		17,424件
産業廃棄物処理施設等立入検査		486回
産業廃棄物処理業者等に対する行政処分		6件
産業廃棄物処理業者等に対する警告		2件
不適正処理業者に対する告発		0件

さらに、産業廃棄物処理業者等に対しては、処理施設等の立入検査を実施し、不適正処理等を確認した場合、警告等による指導や改善命令・許可取消等の行政処分を行っています。

なお、特に悪質な事業者に対しては、告発するなど警察と連携をとっています。

2018年度の不法投棄等による不適正処理行為の状況は表2-3-④に示すとおりです。

表2-3-④ 監視パトロールによる不法投棄等不適正処理事案件数

(2018年度)

産業廃棄物			一般廃棄物			その他	合計
不法投棄	野外焼却	不適正保管	不法投棄	野外焼却	不適正保管		
4(0)	0	43	7	7	0	1	62

備考:()は、10t以上の不法投棄

【4】浄化槽汚泥処理・収集し尿処理

し尿処理には、公共下水道による処理、浄化槽による処理、汲取りによる処理があります。

公共用水域に生活雑排水を処理せずに流すことは水環境に大きな影響を与えることから、新たに設置する場合は、合併処理浄化槽とすることが2001年4月から浄化槽法で義務付けられました。浄化槽を設置して適正かつ確実に維持管理し、機能を確保することが水環境への汚濁負荷の軽減につながるようになります。

また、市内の汲取り処理の人口比率は約0.3%（2018年度末現在）であり、家庭から出るし尿等は、許可業者が収集し、衛生センターでし渣（ごみ）を取り除く前処理を行ったのち、南部浄化センターに圧送して処理しています。（2008年度以降）

表2-3-⑤ 収集し尿処理、浄化槽汚泥処理状況の推移

区分 年度	し尿計 (kl)		浄化槽汚泥 (kl)	合計 (kl)
	委託 (kl)	許可業者 (kl)		
2014	78.25	5,770.70	5,848.95	21,313.57
2015	75.78	5,732.73	5,808.51	20,330.83
2016	72.90	5,519.83	5,592.73	20,403.97
2017	70.34	5,593.73	5,664.07	19,901.00
2018	61.15	5,034.90	5,096.05	19,615.30

表2-3-⑥ 浄化槽設置状況

総設置基数	10,631基
2018年度設置届基数	106基
2018年度清掃基数	6,768基

【5】美化施策

（1）路上喫煙等及びポイ捨て防止対策

市では、「千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例」（通称「路上喫煙・ポイ捨て防止条例」（2011年1月1日施行））により、路上喫煙やポイ捨ての防止に努め、美しく快適で安全なまちづくりを目指しています。

屋外の公共の場所で、特に人通りが多いため、路上喫煙等が歩行者等の身体及び財産に対し危険を及ぼす恐れが高く、かつ、美しい街づくりを推進することが特に必要と認められる地区として、「路上喫煙等・ポイ捨て取締り地区」を指定し、2011年7月1日より、巡視員が違反現場を確認次第、違反者から過料（2,000円）を徴収しています。2018年度末現在、JR千葉駅東口地区、JR稲毛駅周辺地区、JR海浜幕張駅周辺地区、JR蘇我駅周辺地区の4地区を取締り地区として指定し、2013年7月からは、取締り地区以外でも巡視活動を行い、違反者に対する指導・啓発を行っています。



路面標示

（2）美しい街づくりに係る活動支援

市民・事業者等の皆様の手で街をきれいにしてポイ捨てしにくい環境をつくるため、ボランティアで地域の清掃を行っている団体等に対して、清掃用具の支援を行っています。

対象となるのは、公園、道路、広場、河川、港湾、その他公共の場所で、たばこの吸い殻をはじめとした散乱ごみの収集、ポイ捨て防止の指導、啓発などの自発的な活動を定期的に行っているか、または行う計画のある活動です。2018年度は673団体に支援を行いました。

(3) ごみゼロクリーンデー（ごみゼロ運動）

美しい街づくりの日（5月30日）、ごみ減量・リサイクル推進週間（5月30日～6月5日）及び環境月間（6月）の記念行事の一環として、地域美化意識向上のため、道路上や植え込み等にあるごみ・空き缶などの散乱ごみの収集活動を実施しました。

表 2-3-⑦ ごみゼロクリーンデー実績

項目	区、地域開催
開催期間	2018年5月27日～6月30日
参加団体数	508団体
参加人数	35,908人

「千葉県災害廃棄物処理計画の策定について」

1 計画策定の目的

市では、大規模地震で発生する震災廃棄物の処理に関し、2005年3月に「千葉市震災廃棄物処理計画」を策定しましたが、東日本大震災や平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨等の教訓を踏まえ、「千葉市地域防災計画（2018年（平成30年）3月千葉市防災会議）」を補完し、千葉市直下地震を想定した事前の体制整備を中心に、市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を推進するため、「災害廃棄物対策指針（改定版）（2018年（平成30年）3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）」、「千葉県災害廃棄物処理計画（2018年（平成30年）3月千葉県）」に基づき、従来の「千葉市震災廃棄物処理計画」を見直し、2019年3月に「千葉市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき災害廃棄物処理業務実施マニュアル（仮称）の策定に着手するなど、発災時に迅速かつ適切に災害廃棄物を処理できるよう取り組んでいきます。

本計画は、市ホームページに掲載しています。

【URL】<http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/shinsai-keikaku.html>

2 計画について

(1) 概要

ア 第1編 総論

計画策定の目的、計画の位置付け、対象とする廃棄物、対象とする業務、各主体の役割、想定する災害及び被害予測 など

イ 第2編 災害廃棄物処理に関する基本方針

基本方針、処理期間、組織体制、情報連絡体制、協力・支援体制 など

ウ 第3編 災害廃棄物対策

平時の備え、災害応急対応、災害復旧・復興 など

(2) 主な修正点

- ・ 想定災害の変更に伴う災害廃棄物発生量の見直し
（東京湾北部地震 2,504,700t ⇒ 千葉市直下地震 2,651,500t）
- ・ 平時、災害応急対応期、復旧復興期の時期区分に応じた主な対策の整理
- ・ 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）など新たな協力・支援体制の活用
- ・ 近年の大規模災害対策事例を踏まえた記載内容の充実
（仮置場の設置・運用、適正処理困難物、災害廃棄物処理事業費、風水害の留意点）

2-3-b 環境基本計画の点検・評価結果

17. 一般廃棄物最終処分量[千 t]

〈参考〉 2011年度	2017年度	2018年度	5年間の傾向	評価
29.6	19.7	20.1		2017年度と比較して、約400トン増加しました。

18. 産業廃棄物最終処分量[千 t]

〈参考〉 2011年度	2016年度	2017年度	5年間の傾向	評価
33	51	52		2016年度と比較して約1千トン増加しました。

※ 2018年度値が未集計のため、2017年度の値を掲載し、2013年度からの5年間を評価しました。

19. 一般廃棄物不法投棄件数[件]

〈参考〉 2011年度	2017年度	2018年度	5年間の傾向	評価
1,993	2,399	3,027		2017年度と比較して628件増加しました。パトロール等の強化により発見件数が増加したものと考えられます。

20. 産業廃棄物不法投棄件数[件]

〈参考〉 2011年度	2017年度	2018年度	5年間の傾向	評価
8	9	4		2017年度と比較して、5件減少しました。

●進捗状況

点検・評価指標は2項目で現状維持、1項目で後退、1項目で増減となっています。

●主な取組みと今後の課題・対応

2018年度は、一般廃棄物の最終処分量は微増となりました。最終処分場の延命化を図るため、「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみの発生抑制や再資源化を推進し焼却量を減らしていくと同時に、スラグ化による焼却灰を再資源化する新しい清掃工場を整備し、最終処分量を減らすことが課題となっています。

産業廃棄物の最終処分量については、大きな変化は見られません。産業廃棄物の処理に関する対策を総合的に進めるため2017年7月に改定した「千葉市産業廃棄物処理指導方針」に基づき、産業廃棄物多量排出事業者や産業廃棄物管理票等の報告者に対して、報告書審査時や立入検査時に指導・助言を行っています。また、県外から持ち込まれ、市内において最終処分を行う場合にも、要綱に基づく事前協議を行い、最終処分量の減量化について指導を行っています。

一般廃棄物の不法投棄については、環境事業所による監視パトロール及び民間委託による監視業務を実施しています。特に不法投棄されやすい地点については監視体制を強化していきます。

産業廃棄物の不法投棄については、不法投棄が多く発生している場所に監視カメラを設置し、不法投棄を抑制するとともに、事業者等への適正処理の啓発・指導及び監視パトロールを実施していますが、不法投棄は依然として後を絶たない状況にあります。今後も事業者等へ適正処理の啓発・指導及びパトロール等の監視体制を強化し、さらには産業廃棄物処理業許可業者への立入検査の強化を通して廃棄物の適正処理を促進していきます。